

<令和8年度 第2次>

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金

物流業を支える自動車整備業の生産性向上と人材確保を支援します。

※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています

補助制度の概要

概要は裏面に記載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
生産性向上	生産性向上に資する取組 (設備やシステムの導入等)
人材確保	人材確保に資する取組 (資格取得補助、ホームページ改修等)

対象事業のイメージ



最新整備機器導入による
整備工程の迅速化



空調設備の導入による
作業能率の向上



システムの導入による
回転率の向上



採用サイト掲載による
人材確保

<整備機器例>

▶ライトテスター ▶ブレーキテスター ▶リフト ▶洗車設備 ▶タイヤチェンジャー、タイヤドリー
▶フロンガス回収機 ▶オイルチェンジャー ▶空調設備 ▶空調服

<システム例>

▶入庫・作業管理システム ▶車両管理システム ▶見積書作成システム

<人材確保取組例>

▶職場環境(シャワー室、更衣室等)整備 ▶採用ページの作成

※中古設備の対象条件

3者以上の中古品流通業者から
型式や年式が記載された
相見積りを取得すること

※① 複数事業で申請いただいた場合でも、補助上限額は1事業者あたり200万円になります。

なお、申請額が補助下限額を下回る場合は補助対象外となります。

※② 大変好評につき、予算が残り少なくなっているため、申請をすれば必ず採択されるわけではございません。

※③ 一度、申請をされて採択された方は、二次の対象外となります。

公募期間

8月17日(月)～10月5日(月)

事業実施期間

交付決定日から令和9年1月15日(金)

お問い合わせ先及び申請書提出先

■佐賀県中小企業団体中央会

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金 担当 宛て

〒840-0826 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商エビル6F

☎0952-23-4598(平日9～12時、13～17時)

項目	補助制度の概要	
対象者	中小企業・小規模事業者等であって、かつ地方運輸局長から道路運送車両法第78条の認証を受けている次のいずれかに該当する者 1. 佐賀県内に本社又は本店を有する事業者 2. 佐賀県外に本社又は本店を有し、佐賀県内に支店を有する事業者（個人事業主については県内在住者とする。）	
要件	次の賃金UP要件または売上減少要件のいずれかに該当すること	
	賃金UP要件	売上減少要件
	以下の全ての項目を満たす事業者 ①令和6年10月18日以降の事業場内最低賃金を5%以上引き上げること。 ※1 ※2 ②実績報告日または令和9年1月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う賃金を支給していること。 ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。 ※1 同一事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。 ※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りでない	以下のいずれかに該当する事業者 ①令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。 ②令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※3が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること。 ③直近の決算書の営業利益額※4が過去4年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少していること。 ※3 粗利益額は、売上額から売上原価を減じた金額 ※4 営業利益額は、売上額から販売費および一般管理費を減じた額 ★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。
補助金額	補助対象経費（税別）×2/3（千円未満切り捨て）	
補助金の上下限額	①小規模事業者（個人） 事業者につき15万円～200万円 ②小規模事業者（法人） 事業者につき30万円～200万円 ③中小企業 事業者につき50万円～200万円	

※①、②常時使用する従業員数：5人以下

※③資本金の額又は出資の総額が5千万円以下、
常時使用する従業員数（6人以上100人以下）

※上記は概要になりますので、詳細の要件等は必ず交付要綱をご確認ください。